

一般社団法人日本カバディ協会 登録選手規程細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）の登録選手規程（以下「本規程」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(団体登録条件)

第2条 本規程第3条第1項で規定する団体登録ができる団体は、5名以上の登録選手で構成される団体とする。

2 団体登録は、当協会が定める項目を規定の手続きに従い申し出る。

(団体登録名称)

第3条 団体登録の名称には、字数14字以内及び略称は7文字以内とし、ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字（小文字・大文字）・アラビア数字に加え、「&」（アンパサンド）、「-」（ハイフン）、「・」（中点）を使用することができる。

2 ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るため空白（スペース）を用いることができる。

3 次の名称は使用することができない。

- (1) 個人名及び商品名
- (2) 反社会的なもの
- (3) 政治・宗教・主義主張に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 競技運営上支障があるもの
- (6) その他本協会が適当でないと考える名称

(所属)

第4条 登録選手は、所属する登録団体又は所属する学校（学校教育法第1条の学校に限る。以下同様とする。）のうち、任意の一団体名を所属として本協会に登録することができる。

(個人登録料)

第5条 個人登録の年度登録料は以下のとおりとする。

- (1) 一般 4,000円/人
- (2) 学生 2,000円/人

(3) 団体登録をした団体の所属選手も、別途、個人登録料を納めなければならない。

(団体登録料)

第6条 登録団体は、年度登録料として10,000円を納付しなければならない。

(本細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。

(雑則)

第8条 この細則は、令和4年度以降の登録について適用する。

附 則

この規約は、2022年4月1日から施行する。